

【 仕 様 書 】

この仕様書は、那覇市・南風原町環境施設組合が行う下記車両の売却について定める。

1 売却車両 ホイルローダー 1台、フォークリフト 1台

2 売却車両概要

・ホイルローダー

| | |
|------|------------------------------|
| 取得年月 | 平成 19 年 5 月 |
| メーカー | コマツ |
| 型式 | WA100-5 |
| 製造番号 | 74315 |
| 稼働時間 | 11,364.5h (令和 7 年 4 月 8 日時点) |
| 車両状況 | 経年や使用による動作不良箇所、汚れ、傷、錆等あり。 |
| 備考 | 車両外観は別紙参照 |

・フォークリフト

| | |
|------|----------------------------|
| 取得年月 | 平成 18 年 4 月 |
| メーカー | TCM |
| 型式 | FD20T3 |
| 製造番号 | 2N101807 |
| 稼働時間 | 7761.7h (令和 7 年 4 月 8 日時点) |
| 車両状況 | 経年や使用による動作不良箇所、汚れ、傷、錆等あり。 |
| 備考 | 車両外観は別紙参照 |

3 契約金額の支払

契約金額を令和 7 年 6 月 30 日 (月) までに支払うこと。

4 引渡場所 那覇市・南風原町環境施設組合 (南風原町字新川 6 5 0 番地)

5 引渡期限 令和 7 年 7 月 31 日 (木)

車両の引渡しは、契約金額の納付が終了した後とする。具体的な引渡日時は、当組合と調整の上、決定する。

6 引渡事項

(1) 車両は現状渡しとする。車両の状態については、必ず現車下見の際に確認すること。

- (2)当組合は、車両の瑕疵担保責任を負わないものとする。また、引渡後の車両の不調・故障に関する一切の担保責任を負わないものとする。
- (3)引渡した車両は、いかなる理由があっても返品・交換はできないものとする。
- (4)引渡し後の車両の運搬は落札者が手配するものとし、運搬費等必要とされる費用は落札者の負担とする。
- (5)落札者は、売払い車両の「那覇市・南風原町環境施設組合」「那覇・南風原クリーンセンター」等の文字を、塗りつぶし等により削除すること。文字がシール等で貼付されている車両において、シールを剥がした後に文字が識別できる跡が残った場合は、その跡も塗りつぶし等により削除すること。車両の文字削除を行った証明として、文字削除を行った部分の写真を引渡し後 20 日以内に提出すること。
- (6)引渡し後に受領書を提出すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとする。